

基調報告2

文化財の価値を共有するために

—埋蔵文化財保護の観点から—

横山 真¹⁾・望月秀和²⁾・橋口剛士³⁾・轟 直行⁴⁾

(1: (株)ラング、2: 帝京大学文化財研究所、3: 嘉島町教育委員会、4: 川崎市教育委員会)

文化財保護法の理念

- ・埋蔵文化財は文化財保護法に基づく概念。したがって、文化財保護法が掲げる理念が埋蔵文化財保護の目的となる。
- ・文化財保護法第1条：「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする」

埋蔵文化財保護の目的

- ・保護法第1条から埋蔵文化財保護の目的は、「研究に資するデータを生成し、研究者にそのデータの活用を促し、研究によって得られた成果を国民に還元すること」と言える。
- ・以上に加えて近年は、「研究によって価値を付与された文化財や、視覚的に魅力的な遺構・遺物を活用して地域振興につなげ、共同体の維持に貢献すること」も主要な目的とされている。

研究における現状の課題

- ・記録保存調査では、開発によって遺跡が消滅するため、調査結果の検証が難しく、担当者が調査時に気づかなかつたことも記録されない。
- ・多様な情報は多様な研究を生み出す基盤だが、現状は情報量の少ない2次元データが主流であり、かつ公開・共有の場も限られる。
- ・多様なバックグラウンドを持つ研究者によって研究がなされることで多様な成果が生み出されるが、海外在住の研究者は日本のデータにアクセスすることが難しく、それが海外在住の研究者による参入の障害となっている。

地域振興における現状の課題

- ・データを管理している自治体による活用事業が主流のため、教える側（文化財行政）と教えられる側（国民）という一方的な関係になりがち。
- ・行政主体の活用事業は前例主義が幅を利かせているため、横並びの金太郎飴のようなものになりがちでイノベーションが起きづらい。
- ・データの取得がしづらい民間では、企業活動等においてデータを活用しづらい現状がある。

3D で研究はどう変わらるのか？

- ・ 消滅した遺跡の観察・検証が可能となり、調査後も遺跡の多様な活用が可能になるのでは。
- ・ 2 次元データとは比べ物にならないほどの情報量を得ることができ、それによって多様な研究が実現可能になるのでは。
- ・ 国内のデータへのアクセスが難しかった外国人研究者の参入を促し、日本人研究者とは異なる視点による新たな研究が生み出されるのでは。
- ・ 多様な研究から創造される多様な価値・思想は国民に還元されることで、文化財保護法第1条の「国民の文化的向上」に資するのでは。

3D で地域振興はどう変わらるのか？

- ・ 3D データとして公開・共有されることで、民間企業を含めた多様な人々による文化財の活用を促進。それが新たなイノベーションを生み、地域振興への貢献につながるのでは。
 - ・ 3D データを様々な産業におけるコンテンツとして利用してもらうことで、文化財が所在する地域の知名度を上げることにつながり、こちらも地域振興に貢献することになるのでは。
 - ・ 最近の興味深い事例
- 縄文文化発信サポートアーズによる「縄文オープンソースプロジェクト」：火焰土器や土偶などの3Dデータを自由に利用可能となっている。これを活用した『火焰土器型ソフトクリーム容器』と『ミス馬高土偶スプーン』が製作され、ツイッター上でバズったようである。
(<https://twitter.com/cTstZKtD0lRIN1z/status/1295215242062905345>)

今日の発表で言いたいこと

- ・ 3D データの公開・共有によって研究・地域振興に多様性が生まれ、そこから多様で新しい価値・思想が創造され、地域社会、さらには日本社会にイノベーションを起こすことにつながるのではないか（それくらい大きい夢を持って皆さんと一緒に頑張っていきたい！！）。